

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
社会保険労務士 西川 純子
〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号
ホームページ: <http://www.m-cg.co.jp>

3月の事務カレンダー

- 11日** ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
○雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】
- 15日** ○**所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告・納税**【税務署】
- 31日** ○法人税の申告と納税（1月決算法人及び7月決算法人の中間申告）【税務署】
○個人消費税の申告と納税【税務署】
○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】

令和6年度の健康保険料率

令和6年度の健康保険料率、介護保険料率が以下のとおり決定しました。

	令和6年度	令和5年度（参考）
健康保険料率（広島県）	9.95%	9.92%
健康保険料率（山口県）	10.20%	9.96%
介護保険料率（全国一律）	1.60%	1.82%

保険料納付額への影響（標準報酬月額が30万円の場合）

広島県

健康保険料 $300,000円 \times 0.03\% = 90円 \uparrow$ （被保険者分45円 \uparrow ）
介護保険料 $300,000円 \times 0.22\% = 660円 \downarrow$ （被保険者分330円 \downarrow ）

山口県

健康保険料 $300,000円 \times 0.24\% = 720円 \uparrow$ （被保険者分360円 \uparrow ）
介護保険料 $300,000円 \times 0.22\% = 660円 \downarrow$ （被保険者分330円 \downarrow ）

変更後の保険料率は、令和6年3月分（4月納付分）から適用されます。

助成金のご紹介

両立支援等助成金（出生児両立支援コース）

今月号では、両立支援等助成金の出生時両立支援コースをご紹介します。
男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、実際に男性労働者が育児休業を取得した場合に支給されます。支給対象となるのは中小企業のみです。

		支給額
第1種		20万円
	(代替要員加算)	(+20万円)
	(情報公表加算)	(+2万円)

※1事業主につき1回限りの支給となります。

※第2種もございますが、第1種の助成金を受給していることが要件となるため、今回は省略いたします。

主な支給要件

①	<p>育児休業・介護休業法に定める<u>雇用環境整備の措置</u>※を、育児休業開始日の前日までに複数を行っていること。</p> <p>※以下の措置を複数行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">①雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施②育児休業に関する相談体制の整備③雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及び当該事例の提供④雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知
②	<p>育児休業開始日の前日までに、<u>育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定等を策定し</u>、当該規定に基づき業務体制を整備していること。</p> <p>就業規則への規定例</p> <p>会社は、育児休業を取得する労働者が生じたことに伴い当該労働者の業務を代替することとなった労働者の業務の増加に伴う負担を軽減するため、育児休業を取得する労働者の業務の整理・引き継ぎに係る支援を行うとともに、当該労働者の業務を代替することとなった労働者への引き継ぎの対象となる業務について、休廃止・縮小、効率化・省力化、実施体制の変更、外注等の見直しを検討し、検討結果を踏まえて必要な対応を行うこととする。</p>
③	<p>男性労働者が、<u>子の出生後8週間以内</u>に開始する<u>連続5日以上</u>の育児休業を取得すること。</p> <p>※所定労働日が4日以上含まれている必要があります。</p> <p>5日間の育児休業を取得する場合、所定休日が1日含まれていても支給要件を満たします。</p>

④	育児休業開始前に、 <u>育児休業制度</u> を <u>就業規則</u> または労働協約に定めていること。
⑤	次世代育成支援対策推進法に基づく <u>一般事業主行動計画</u> を策定し、労働局へ届け出ていること。
⑥	対象男性労働者を育児休業開始日から支給申請日までの間、雇用保険被保険者として継続して雇用していること。
代替要員加算	
男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新たに確保した場合に支給額が加算されます。	
育児休業等に関する情報公開公表加算	
自社の育児休業の取得状況を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額が加算されます。	

申請期限
申請に係る育児休業の終了日の翌日から起算して2か月以内 ※育児休業（産後パパ育休を含む）を複数回に分割して取得した場合も、初回の休業で支給要件を満たしたものとして申請をする場合は、当該休業終了日の翌日から申請期限が開始します。 2回目以降の休業だけで支給要件を満たす場合は、当該休業の取得実績により申請することも可能です。

諸規定や行動計画の策定も含めて助成金申請の代行・サポートを行っております。男性労働者が育児休業を取得する場合に備えて雇用環境を整備しておきたい、規定を策定しておきたいというご要望でも構いませんので、お気軽にご相談くださいませ。